

# まちづくりとしての小規模多機能ケア

地域におけるまちづくりの拠点としての、小規模多機能型居宅介護の可能性と実践について考えていく。

## まちづくりにつながるコミュニティケアの実践①

### 自治会および小学校区圏内がコミュニティケアの対象地域

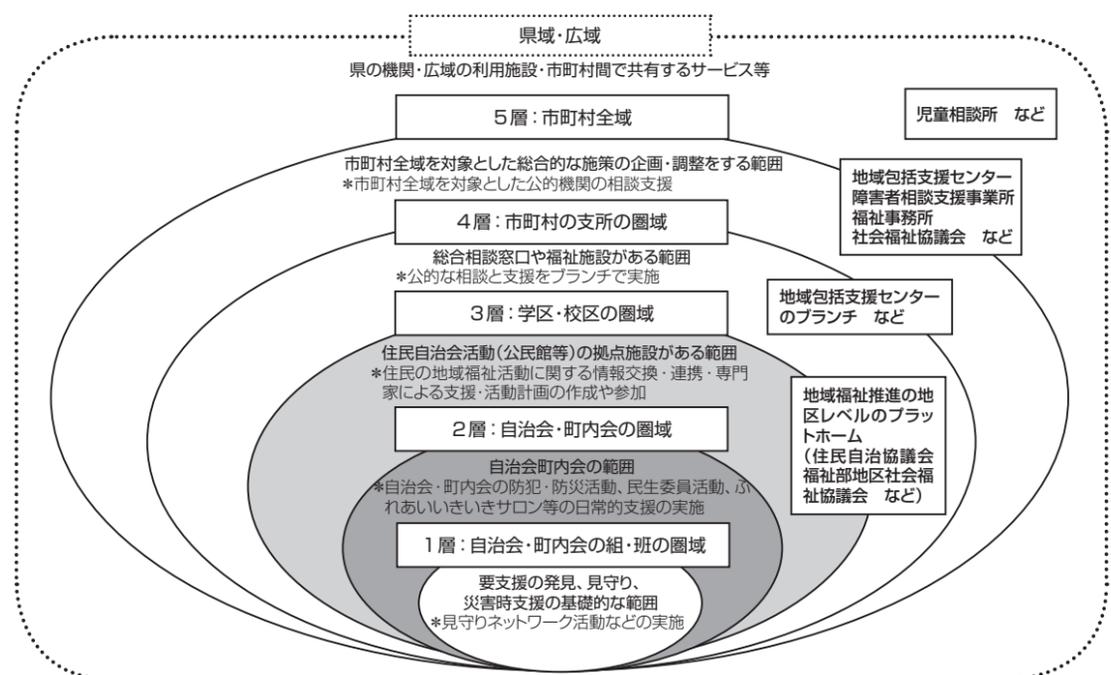
「地域の絆」では、表のようにコミュニティケアの実践定義を行い、これを各事業所に掲示し、全職員の間で共有し、日々の実践に努めています。専門職とは自らの実践が言語化できる人であり、チームケアではそれを共通認識できる集団構成が求められるからです。

「地域の絆」ではまず、主たる対象とする「地域」を定義化しています。図にあるように、本来地域にはさまざまな圏域が存在します。そのなかのどの圏域を自らの実践地域とするのか、その共通理解がなく、コミュニティケアは実践できません。「本来」と書いたように、従来はこのような認識が希薄化したなかで、地域福祉活動が実践されてきたのではないかと自戒の念を含め認識しています。私たちは、まちづくり拠点としての小規模多機能型居宅介護（以下、小規模）が対象とする地域を自治会および小学校区圏内と定めています。1人の利用者を専門職と地域住民が協働で支援していくことを鑑みると、お互い常に顔の見える関係性

が欠かせないので、その圏域の設定は自治会が基盤となるはずで、コミュニティケアを実践する

前に、まずはどの地域を主たる対象地域とするのか、事業所内での共通認識が不可欠です。

図 重層的な圏域設定のイメージ



出展：厚生労働省 社会・援護局「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」2008年3月31日

表 コミュニティケアの定義

「地域の要介護者を、地域住民で支え合う行為である。」  
 「地域住民」とは、フォーマル・インフォーマル如何を問わず、その地域に存在するあらゆる社会資源を含有したものである。「地域住民」の表現にした。  
 「地域」とは、高齢者や子どもが、徒歩もしくは自転車で行ける物理的範囲を考慮し、自治会および小学校区を範囲とする。  
 「支え合う」とは要介護者も状況に応じて「支える側」に回ることを前提に考えてのこと。  
 大切なのはそのことを通して、地域住民の福祉教育が成されること。  
 (2007年2月現在の定義)

次に、これからの社会福祉実践は、「支えられる側」の人たちも環境や立場が変われば「支える側」に回ることがあると常に認識しておく必要があると思います。目の前の利用者に対しては、まだまだ残された、隠れた能力が多くあることを認識しながら援助活動を展開する必要があります。「地域の絆」では、精神障害者・発達障害者・不登校児童・触法少年・要支援者・要介護者のボランティア活動の受け入れを行っています。「地域の絆」の各事業所では、社会福祉士事務所や福祉よろず相談室を設置しており、高齢者分野にかかわらずあらゆる分野の福祉相談を受け付けています。相談料は無料ですが、その分、インターク（受理・初回面接）程度の相談しか

受け付けないことを援助条件としています。地域住民が福祉課題を抱えた際にかく相談に来てもらい、援助の方向性を示し、適切な関係機関につなぐことを第一義としています。無論、その場のワンポイントアドバイスで解決する相談もあります。実際の受付頻度は、事業所ごとに月に3件程度となっています。相談に来られる方の約半数は、地域包括支援センターや障害分野の相談機関の職員からであり、制度の狭間で対応に苦慮しているケースがほとんどです。残りの半数は、地域住民からの直接相談です。

こうした相談を受け付ける過程のなかで、家庭裁判所の調査官より触法少年・少女のボランティアの受け入れ依頼がきたり、近隣の精神障害者・発達障害者作業所より就労訓練を目的としたボランティア活動の受け入れ打診があったり、不登校児童のボランティアの受け入れを両親から依頼されたり等、地域のさまざまな課題情報が集まってくると同時に、地域におけるネットワークが構築できます。高齢者に限定しない相談窓口を設けることで、地域のネットワーク

拠点を担うことができるのです。小規模利用者に対するサービス・ケアの質をしっかりと担保できる範囲において、如上のニーズに応える形で、対象を高齢者に限定しないケアの実践を行っています。

**地域の福祉教育のために利用者支援の姿を積極的に開示**

また、利用者支援を行う姿を地域住民に隠さないことを私たちは大切にしています。むしろ、汗を流しながら地域のなかでその姿を積極的に地域住民に見せて、利用者の生活を地域住民に知ってもらえるよう実践しています。全国で400万人を目標に認知症サポーターの養成推進がうたわれていますが、いくら知識を伝達しても、利用者に対する偏見は大きくは減りません。大切なのは、実際に、身近に住んでいる認知症の方の生活に触れることが、一番の意識変革につながるものと考えます。

そのため、私たちの実践を地域住民に積極的に見せようとして、それが利用者に対する偏見の減少や理解・協力の向上につながり、ひいては地域の福祉教育を担うこ

### 中島康晴

NPO法人地域の絆代表理事

なかしま・やすはる  
 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員。1973年生まれ。主な職歴は、生活相談員、介護職リーダー、デイサービス・グループホーム管理者。福祉専門職がまちづくりに関与していく実践の必要性を感じ、特定非営利活動法人地域の絆を設立。現在、広島県内で3カ所の地域密着型サービス事業所を開設運営。  
 HP: <http://www.npokizuna.jp/>  
 「代表理事中島康晴のブログ」で社会福祉に対するさまざまな思いを掲載。

\*厚生労働省老健局「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」2010年3月5日